



不当判決弾劾！！

裁判所は何処を見ているのか？

7月6日、大阪地方裁判所第5民事部は大谷川公明さんの年休裁判において不当判決を言い渡した。

この裁判は、2017年11月28日に提訴し22回の弁論を経て判決を迎えました。この間、大谷川さん、裁判プロジェクトチームは年休の失効は労働基準法39条に違反し、労働者の権利を侵害する行為であると訴えてきました。

大阪地裁の横田昌紀裁判長は年休権には一切触れず「人員不足を理由とした年休の時季変更には違法性はない」「5日前の時季変更権も不合理とはいえない」「恒常的に要員不足があったとは認められない」と東京の年休裁判で東京地裁が認めた内容とは真逆で不当な判決である！

判決後の集会で、大谷川さんから「裁判を立ち上げたときは運輸職場は要員がひっ迫していた。他労組組合員から勝ってくださいと声をかけられた。会社は基準人員から逃げてきた。控訴してさらに闘いを進める」と力強い挨拶がありました。

決意を述べる大谷川さん



この判決は怒りしかない控訴審の闘いで勝利を目指す！！

メッセージ

大谷川さん、JR東海労新幹線関西地本の皆さん！不当判決を前にして腹わたの煮えくり返るような思いを抑えきれずにおられることでしょう。“残念”ではなく、“怒り”です。

しかし、私たちは、「敗北」にうなだれているわけにはいきません。結果は、敗訴判決です。しかし、皆さんは、この裁判闘争を通じて、労働者をいかに効率的に働かせ、利益を上げていくかという視点しかない会社の労務政策の犯罪性を暴いてこられました。このため会社は一步も二歩も引かざるをえなかったではないですか。そしてこの過程で皆さんは、新組合員の加入をも勝ち取ってこられたではないですか。

「法律の階級性は法律の適用過程において露骨にあらわれる」のです。それを覆すのはわれわれの不屈の力以外にありません。

「敗北しても敗北主義になるな」という先人の言葉を今こそわがものにしようではありませんか。

これから控訴審でのたたかいになります。勝利をめざしてともにたたかきましょう。私もそのたたかいの一端を担わせていただきます。

2023年7月6日

弁護士 渡辺千古